

令和6年4月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

令和6年度の公共工事の前払金の特例に係る取扱いについて

大阪市では、平成28年度より前払金の使途を拡大する特例措置を行ってきましたが、令和6年度においても発注工事の前払金の特例措置を継続します。

【使途拡大内容】

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。(これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。)

【本特例措置の対象となる工事】

特例措置の適用対象となる前払金(中間前払金を含まない。以下同じ。)は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事(債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとします。

【特例措置の適用及び手続き】

- 1 令和6年5月1日以降に発注する工事より適用します。(当初契約から適用)
- 2 1以外で、請負契約締結日が平成28年4月1日から令和7年3月31日までの工事について、特例措置の適用を希望する場合は、次の手続きを行ってください。(変更契約により適用)
 - (1) 請求方法
別紙の書面により特例の適用を請求してください。
 - (2) 請求先
対象工事の契約担当

(本通知に関する問合せ先)

大阪市契約管財局契約部制度課契約制度グループ(06-6484-7062、7063)
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ(06-6484-7424、7893)

※前払金の払出については、西日本建設業保証株式会社(06-6543-2711)へお問い合わせください。参考(<https://www.wjcs.net/maebarai/harai.php>)